

白河市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した令和 6 年度定期監査（第三期）の結果に関する報告を、同条第 9 項及び白河市監査委員条例第 8 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

白河市監査委員 片 山 拓 央
白河市監査委員 高 橋 光 雄

令和6年度定期監査（第三期）結果報告書

1 監査の対象

産業部、建設部、水道部、農業委員会の令和5年度に係る事務執行状況

2 監査実施期間

令和6年12月20日～令和7年2月21日

3 監査の範囲

令和5年度に支出のあった使用料及び賃借料に係る事務執行並びに現金取扱等が適正かつ効率的に行われていたかについて定期監査を実施した。

4 監査の方法

提出された書類と資料等の内容について照合し、検討を加え、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。

5 監査の結果

今回、監査対象とした事務の執行については、おおむね適正であると認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書及び口頭で措置を促した。